

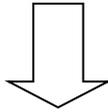
## 電子入札から紙入札へ移行した場合の提出書類

### ◆前提

- ・電子入札カードの再発行の期間中等、特別な場合に限り、県土総務課が認めた場合は事業者が紙入札に移行して、電子入札に参加することが出来ます。  
(鳥取県建設工事等電子入札執行要領第12条)

### 紙入札をご希望される場合

本庁県土総務課に『紙入札参加承認願』を提出することが必要です。(応募書類又は入札書等の提出期限の日の前日までに) ⇒ 申込・問合せ先 県土総務課建設業担当 (電話 0857-26-7347)



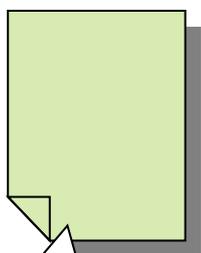
### 建設総務課への提出書類

県土総務課の許可を得た後、電子入札の申し込み期間中に建設総務課まで以下の書類をご提出ください。

	必要書類	確認事項	チェック
1	県土総務課による「電子入札に係る紙入札承認について(通知)」の写し	・承認期間に該当しているか。	
2	入札書(封筒入)	・入札書に3桁のくじ番号が記入してあるか。 ・封がしてあるか。 ・封筒に案件名、業者名が書いてあるか。	
3	【工事の場合のみ】工事費内訳書(封筒入)	・封がしてあるか。 ・封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きしてあるか。 ・封筒に案件名、業者名が書いてあるか。	
4	応募書類一式(入札参加申込書等)	・封の必要はなし。	

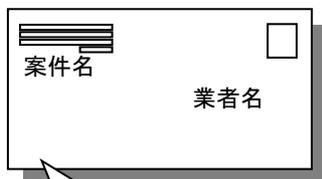
### 【建設総務課への紙入札時提出書類】

①紙入札承認通知(写)



紙入札に必要な提出書類・手順が記載されている

②入札書(封入)



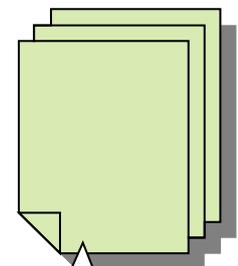
当該入札案件の契約の名義人となる者が記名押印し、3桁のくじ番号を記入した入札書を封入する  
(様式は紙入札のもので可)

③工事費内訳書(封入)



封筒に「工事費内訳書在中」と朱書き  
※委託の場合は提出不要

④応募書類一式



封筒に入れても入れなくてもよい

確認が終わりましたら、封筒に受付印を押し、その写しを受付票としてその場でお返しします。